

文化芸術振興条例の見直しについて

1 条例の見直し手順

(1) 条例制定の趣旨の確認

条例制定時に作成をしていた解釈による確認

＜本条例の趣旨＞

文化芸術の振興により

- 心豊かな県民生活の実現と
- 個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するために、
 - ・ 県民の文化芸術に関する活動の充実、
 - ・ 文化資源を活用した地域づくりの推進、
 - ・ 文化芸術の振興を図るための環境整備について規定

(2) 直近5年間における条例の施行状況の把握

年次報告書による確認

(3) 条例に関連する社会状況の推移の把握

県民ニーズ調査及び審議会での聴取による確認

(4) 条例の見直しの視点による検討

ア 必要性

当該条例が制定当初に対応しようとしていた課題は、現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか。また、県が対応しなければならない課題であるか。

- ・ 計画や予算事業で対応する方が合理的か。
- ・ 国の法令やその他の条例で解決できるものか。
- ・ 県が取り組む必要があるか（国、市町村、民間での取組の方が有効ではないか）。
- ・ 廃止の場合、どのような不都合が生じるか。

イ 有効性

当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか。

- ・ 条例が目指すべき効果が上がっているか。
- ・ 実施主体の役割分担の見直しにより、効果を上げられないか。

ウ 効率性

当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか。

- ・ 助成の程度は必要最低限なものと言えるか。
- ・ 得られる効果に対して過大な人員、予算が必要となっていないか。
- ・ 現在の体制で条例が十分に執行されているか。
- ・ 実施主体の役割分担の見直しにより、効率を上げられないか。

エ 基本方針適合性

当該条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか。

オ 適法性

当該条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか、司法手続において違憲又は違法と判断されることはないか。

(5) 改正又は廃止の要否の判断

審議会での意見聴取を参考とし、県で判断

2 検討すべき論点整理

総論（1～4条）と各論（5～19条）に分け、各論についてはすでに検討したため、総論について検討する。

これまでの審議会において出た意見を基に、次のとおり整理した。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術が人間に生きる喜びを与え、人間相互の連帯感を生み出し、及び共に生きる社会の基盤を形成するものであることにかんがみ、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、もって真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（1）「連帯感」の見直し

[主な意見]

- ・ 福祉との関係において、第1条の「共に生きる」という表現は、共生共創事業に通じ、神奈川の独自性が現れた表現であるが、同条の「連帯感」の文言は、より今の神奈川に合わせた文言を考えてほしい。

[対応案]

- ・ 条例制定当初の考え方から変わっていないため、現状の記述で問題ないとする。

（2）本質的価値への言及

[主な意見]

- ・ 文化芸術の本質的な価値が絶対的に大事だということを、条例の中で述べてもらいたい。

[対応案]

- ・ 「文化芸術が人間に生きる喜びを与え」と謳い、文化芸術の本質的な価値を前提として述べているため、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 文化芸術の本質的な価値の重要性について、計画で対応を検討する。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域において多様な文化芸術の共存が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する創造的活動（以下「創造的活動」という。）が、県民生活に潤いを与えるとともに、地域の活性化に資するものであることにかんがみ、創造的活動が推進されるよう、環境の整備が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、県民共通の貴重な財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が、人と人との間、地域間及び国内外の相互理解を深める上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、文化芸術を介した交流及

び文化芸術に関する情報の発信が積極的に推進されなければならない。

- 7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(1) 表現の自由への言及

[主な意見]

- ・ 表現の自由にもふれた方がよい。

[対応案]

- ・ 日本国憲法において保障されている表現の自由については、当然に守られるべき国民の権利である。第2項において「県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない」と規定し、表現の自由の精神が反映されていることから、現状の記述で問題ないと考ええる。

(2) 包摂的な発想について

[主な意見]

- ・ SDGsの時代の改正に当たり、「誰一人取り残さない」という包摂的な発想が文化政策においても重要である。「包摂」、「あらゆる」、「すべての」など、言葉の使い方を工夫することで、排除を出さないというメッセージを伝えられるのではないかと。

[対応案]

- ・ 第1項において、「県民が等しく」と規定し、包摂的な観点はすでに踏まえているため、現状の記述で問題ないと考ええる。

(3) 文化芸術を創造・享受する権利

[主な意見]

- ・ 文化権というか、文化の県民市民の一つの権利という問題について、もう少し明確にした方がいい。その中に享受する権利というのか、あるいは文化的な生活を送る権利というものが結構重要である。
- ・ 第2条で権利ということが謳われているが、本当であれば、芸術の自由を県民が謳歌できるようにという、そういう大きな話が入った方がいい。

[対応案]

- ・ 日本国憲法において保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）は、当然に守られるべき国民の権利である。第1項において「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と規定し、生存権を踏まえた上で文化芸術に関する権利を規定していることから、現状の記述で問題ないと考ええる。
- ・ 第2項において「県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない」と規定しているため、現状の記述で問題ないと考ええる。

(4) 関連分野との連携

[主な意見]

- ・ 今までの国際交流のように、異なった文化を知りましょうというのではなく、異なる文化を持つ隣人とどのように共生していくか、相手の文化を理解して一緒に生きていく神奈川ということが条例に反映されると良い。

[対応案]

- ・ 第1条で文化芸術が「共に生きる社会の基盤を形成する」と謳っているため、現状の第2条第6項でも相手の文化を理解して一緒に生きていくという趣旨は反映されていると考ええる。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、地域における文化芸術の振興に関して、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

3 県は、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めるものとする。

4 県は、県民、芸術家、文化芸術を支える活動を行う者（文化芸術に関する企画、制作、研究、普及等を行う者、劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館その他の施設（以下「文化施設」という。）の管理及び運営を行う者等をいう。以下同じ。）、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、学校、事業者その他の関係機関等と連携し、及び協働することにより、文化芸術の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

(1) 県のスタンス・役割

[主な意見]

- ・ 県は、文化関係団体等が活動しやすい環境整備を考えていく、又はサポートしていくというスタンスを明確に打ち出すことで、県の役割を意識した条例としてほしい。

[対応案]

- ・ 第2条第4項において「創造的活動が推進されるよう、環境の整備が図られなければならない」と基本理念を規定した上で、第3条第4項では文化芸術活動を行う団体等との連携・協働規定していることから、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 第8条において、文化芸術団体への支援について言及している。
- ・ こうした課題については計画や予算事業による対応で問題ないとする。

(2) 文化施設の例示

[主な意見]

- ・ 文学館の記載を入れる。

[対応案]

- ・ 第4項における文化施設の例示は、文化芸術基本法第25条及び第26条の例示と一致させているものであり、現状の記述で問題ないとする。
- ・ 神奈川近代文学館での事業は計画にも位置づいており、引き続き、計画による対応で問題ないとする。